

# 福島県県中建設事務所工事等見積心得

制定 平成 20 年 6 月 30 日  
最終改正 令和 7 年 10 月 1 日

## 第 1 章 共通

### (目 的)

第 1 条 福島県県中建設事務所長が施行する工事、工事に付帯して行われる設計・調査・測量、道路・河川・建物等の維持・補修・管理その他の請負、委託等の契約に係る見積合わせに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより見積するものとする。

### (公正な見積の確保)

第 2 条 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積参加者は、見積にあたっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行なわず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積参加者は、決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

### (見積合わせ)

第 3 条 見積合わせは、見積通知書に示す日時及び方法により行うものとする。

2 開札には、当該見積事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

### (落札者の決定)

第 4 条 開札したときは、直ちに見積書及び封筒の記載事項を確認して、無効及び失格の見積を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を落札者とする。ただし、別に定める場合は、この限りではない。

2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 第 2 項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

3 同じ価格をもって見積をした者が 2 人以上あるときは、別に定める「見積におけるくじ」の方法によりくじを行い、順位を決定するものとする。

4 落札者を決定したときは、速やかに見積参加者に電話等の確実な方法により通知するものとする。

### (見積内訳書及び見積内訳総括表の提出)

第 5 条 見積参加者は、県中建設事務所長（以下「見積執行者」という。）が求めた場合は、見積書に加えて、適正に積算され、見積書に記載された見積金額に対応した見積内訳書及び見積内訳総括表（以下「見積内訳書等」という。）を提出しなければならない。なお、見積内訳書等の提出が必要な見積合わせについては、前条の「落札者」を「落札

候補者」と読み替えるものとする。

- 2 落札候補者を決定したときは、候補者のうち第1順位の者から順に見積書及び見積内訳書等の確認を行った上で、落札者を決定し、速やかに見積参加者に電話等の確実な方法により通知するものとする。

(再度見積)

第6条 見積合わせをした結果、各人の見積のうち予定価格の制限の範囲内（最低制限価格の設定がある場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格）に価格の見積がないときは、別途、再度の見積合わせを行う。この場合の見積には、第9条に規定する無効の見積をした者は参加することができないものとする。

- 2 前項の規定は予定価格を事前に公表している場合は適用しない。

(見積の辞退)

第7条 指名を受けた者は、見積合わせ執行の完了に至るまでは、いつでも見積を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、見積を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより見積執行者に申し出るものとする。

- (1) 見積合わせ執行前にあっては、見積執行者に見積辞退届を直接持参又は郵送（見積合わせ執行日の前日までに到達するものに限る。）する。

- (2) 見積合わせ執行中にあっては、見積辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積執行者に直接提示する。

- 3 見積参加者が、一旦、見積を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

- 4 見積を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(見積合わせの取りやめ等)

第8条 見積参加者が不穩の行動をなす等の場合において、見積合わせを適正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積合わせに参加させず又は見積合わせの執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(見積書の無効等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 見積参加資格のない者が見積した見積書

- (2) 郵便により提出された見積書（見積執行者が郵便による提出を指定したものを除く。）

- (3) 委任状を持参しない代理人が提出した見積書（見積執行者が郵便による提出を指定したものを除く。）

- (4) 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した見積書

- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の見積をした場合において、その前後を判別することができない見積書又は後発の見積書

- (6) 鉛筆書きによる見積書

- (7) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない見積書

- (8) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない見積書（押印を省略する場合は、「本

件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない見積書も含む)

(9) 日付がない又は通知日から開札日までの期間内の日付となっていない見積書

(10) 工事（委託、依頼業務）名、工事（委託、依頼業務）番号、工事（委託、依頼業務）箇所のいずれかが記載されていない見積書

(11) 工事（委託、依頼業務）名、工事（委託、依頼業務）番号、工事（委託、依頼業務）箇所のいずれかが見積通知書と一致しない見積書（軽微な誤字、脱字等であつて意思表示が明確であるものを除く。）

(12) 誤字・脱字等により意思表示が不明確である見積書

(13) 見積内訳書を提出しない者が見積した見積書（見積執行者が見積内訳書の提出を求めたものに限る。）

(14) 見積内訳書の積算価格と見積書の見積金額が一致しない見積書（見積執行者が見積内訳書の提出を求めたものに限る。）

(15) 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された又は談合の疑いが払拭できないとされた場合の見積書

(16) その他、見積通知書、本見積心得、契約の方法及び見積の条件等において示した条項に違反して見積した見積書

2 次の各号のいずれかに該当する入札書は、失格とする。

(1) 最低制限価格が設定されている場合において、見積金額が最低制限価格を下回る見積書

（契約保証金等）

第 10 条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

（契約書等の提出）

第 11 条 見積決定者は、次の各号に掲げる場合においては、決定の日から起算して 10 日以内に、当該各号に掲げる措置を行わなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

一 契約書を作成する場合、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えてこれを契約権者に提出すること。

二 契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）により契約を行う場合、契約権者が指示する電子契約書に契約権者が定めるところにより電子署名を行い、関係書類を契約権者に提出すること。

2 見積決定者が、前項に規定する期間内に前項各号に定める措置を行わないときは、当該見積決定は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、見積決定者は決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（共同企業体に関する事項）

第 12 条 共同企業体が見積合わせに参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から見積に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、見積合わせに参加しなければならない。

（質問及び異議の申立て）

第 13 条 見積参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について見積合わせ執行前において質問することができる。

2 見積書等の提出後、第 14 条第 1 項及び第 16 条第 1 項に規定する事項及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 第 2 章 郵便方式による実施

(見積等)

第 14 条 見積参加者は、見積通知書、福島県工事請負契約約款（工事請負契約以外のものにあつては契約書案）、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、契約の方法及び見積の条件、現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ見積しなければならない。

2 見積参加者は、見積書等を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、かつ見積通知書で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送しなければならない。

ただし、見積通知書で示した場合に限り、提出期日に提出場所へ持参して提出することも可とする。

3 郵便による見積にあたって、見積参加者は、見積書等を次の方法で郵送しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 見積書等を中封筒に入れ、密封の上、中封筒の表面に見積参加者の商号又は名称、工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所及び開札日を記載すること。

(3) 外封筒には、見積書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に見積参加者の商号又は名称、工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所、開札日、担当者、担当者連絡先及び見積書等在中の旨を記載すること。

4 見積参加者は、一度郵送した見積書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(見積書の無効)

第 15 条 第 9 条に掲げるもののほか次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

(1) 前条第 2 項に規定する方法以外の方法により提出された見積書

(2) 指定日以外の日に到着した見積書（郵便事故によって指定日以外に到着したものであつて開札に間に合うものを除く。）

(3) 指定した提出先以外に到着した見積書（郵便事故によって提出先以外に到着したものであつて開札に間に合うものを除く。）

(4) 外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど開札前に見積参加者が特定できない見積書

(5) 中封筒、見積書等の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない見積書

(6) 中封筒に入っていない見積書

### 第3章 参集方式による実施

(見積等)

第16条 見積参加者は、見積通知書、福島県工事請負契約約款（工事請負契約以外のものにあつては契約書案）、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、契約の方法及び見積の条件、現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ見積しなければならない。

2 見積参加者は、見積通知書に示す日時及び場所に本人が出席して見積書を提出することを原則とし、郵便をもって見積書を提出することはできない。

3 見積参加者は、前項に定めるほか見積執行者が求めた場合は見積内訳書等を提出しなければならない。

4 見積参加者は、代理人をして見積させるときは、その委任状を持参させ、見積執行者の確認を受けなければならない。

5 見積参加者又は見積参加者の代理人は、当該見積に対する他の見積参加者の代理をすることができない。

6 見積参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を見積代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 福島県が行う入札の落札者若しくは見積の決定者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 見積参加者又は見積参加者の代理人は、見積書を一旦提出した後はその前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

別添

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

## 記

1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は役員、支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

## 別記 1

### 見積におけるくじ

開札の結果、最低価格の見積者が複数あり、順位の決定ができない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

#### 1 見積書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、見積書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、下記のとおり取り扱うこととする。

##### ア 工事等

「福島県建設工事等請負有資格業者名簿」（令和7年度・8年度）記載の有資格者コードの下3桁が記載されたものとみなす。

##### イ 庁舎等維持管理業務

「令和6・7年度庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿」記載の登録番号の下3桁が記載されたものとみなす。

##### ウ その他

見積合わせ参加者の電話番号の下3桁の数値が記載されたものとみなす。

（ただし、不動産鑑定評価、登記事務業務委託については、それぞれ、別記1及び別記2により定めるくじの方法によるものとする。）

#### 2 くじの手順

ア 見積合わせ参加者の電話番号の小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。

イ 同額見積の見積書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を見積書の数で除算し、余りを算出する。

ウ 上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の見積参加者を最上位とする。

エ 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積参加者を2順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。

オ 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積参加者を3順位とする。この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。

カ 4順位以下はオの規定に準じて順位を決定する。

【例】見積参加者3名が同額入札の場合

(1) 見積合わせ参加者の電話番号の順にくじ番号を付与する。

A社 (0241-24-1234) …… くじ番号 0

B社 (0244-26-9012) …… くじ番号 1

C社 (024-521-5678) …… くじ番号 2

(2) くじの数の和を求め、同額見積者数で除算し、余りを算定する。

A社 (くじの数 072) 合計 ( $072 + 123 + 452 = 647$ )

B社 (くじの数 123)

C社 (くじの数 452) 余り ( $647 \div 3 = 215 \cdots \text{余り} 2$ )

(3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号であるC社

2順位は、 $2 + 1 = 3$ のくじ番号が存在しないので、くじ番号0のA社

3順位は、 $0 + 1 = 1$ と一致するくじ番号であるB社



## 別記 2

### 不動産鑑定評価におけるくじ

見積合わせの結果、最低価格の見積者が複数あり、順位を決定できない場合は、「くじ」により順位等を決定する。

#### 1. 見積書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、見積書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、不動産業者登録名簿の数字が記載されたものとみなす。

#### 2. くじの手順

(1) 不動産業者登録番号の数字の小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。

(2) 同額見積りの見積書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を見積書の数で除算し、余りを算出する。

(3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の見積者を最上位とする。

(4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積者を2順位とする。

この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の見積者を2順位とする。

(5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積者を3順位とする。

この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の見積者を3順位とする。

(6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

#### (例)

(1) 不動産鑑定業者登録番号順にくじ番号を付与する。

県北不動産鑑定事務所（第3号）…………… くじ番号 0

県中不動産鑑定（第30号）…………… くじ番号 1

県南不動産鑑定所（第150号）…………… くじ番号 2

(2) くじの数の和を求め、同額見積者数で除算し、余りを算定する。

県北不動産鑑定事務所（くじの数 123）合計（ $123 + 072 + 452 = 647$ ）

県中不動産鑑定（くじの数 072）

県南不動産鑑定所（くじの数 452） 余り（ $647 \div 3 = 215 \cdots \text{余り} 2$ ）

(3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である県南不動産鑑定所

2順位は、 $2 + 1 = 3$ のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の県北不動産鑑定事務所

3順位は、 $0 + 1 = 1$ と一致するくじ番号である県中不動産鑑定

### 別記 3

#### 登記事務業務委託におけるくじ

見積合わせの結果、最低価格の見積者が複数あり、順位を決定できない場合は、「くじ」により順位等を決定する。

#### 1. 見積書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、見積書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、見積合わせ参加者の電話番号の下3桁の数字が記入されたものとみなす。

#### 2. くじの手順

(1) 見積合わせ参加者の電話番号の小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。

(2) 同額見積りの見積書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を見積書の数で除算し、余りを算出する。

(3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の見積合わせ参加者を最上位とする。

(4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積者を2順位とする。

この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の見積合わせ参加者を2順位とする。

(5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の見積者を3順位とする。

この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の見積合わせ参加者を3順位とする。

(6) 4順位以下は(5)の規定に準じて順位を決定する。

#### (例示)

(1) 見積合わせ参加者の電話番号の順にくじ番号を付与する。

喜多方土地家屋調査士 0241-24-1234……… くじ番号 0

相双土地家屋調査士 0244-26-9012……… くじ番号 1

県北土地家屋調査士 024-521-5678……… くじ番号 2

(2) くじの数の和を求め、同額見積者数で除算し、余りを算定する。

喜多方土地家屋調査士（くじの数 072）

相双土地家屋調査士（くじの数 123）合計（072+123+452=647）

県北土地家屋調査士（くじの数 452） 余り（647÷3=215…余り2）

(3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である県北土地家屋調査士

2順位は、2+1=3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の喜多方土地家屋調査士

3順位は、0+1=1と一致するくじ番号である相双土地家屋調査士